

## 令和8年度宮城県議会魅力発信業務 委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度宮城県議会魅力発信業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

### 3 業務の目的

宮城県議会及び議員に興味・関心を持ってもらえるようなパブリシティ活動を展開し、宮城県議会及び議員の魅力・認知度向上と、議会情報への誘導を図ることを目的とする。

### 4 ターゲット層

県内の全世代とするが、特に10代～30代を中心とした若年層を意識すること。

### 5 委託業務の内容

3で定める目的を達成するため、以下の業務を行う。

#### (1) パブリシティ活動

ア 宮城県議会及び議員の魅力を紹介するコンテンツを制作し、パブリシティ活動を行う。

#### イ 注意事項

(ア) パブリシティ活動に当たっては、媒体の閲覧者層等を考慮し、効果的な訴求となるよう媒体や時期等を戦略的に選択し、発注者と協議の上で実施すること。

(イ) コンテンツの企画・構成等に当たっては、トレンドを意識し、多くのターゲットに閲覧される構成とすること。

(ウ) コンテンツの掲載に係る申込みは、受注者が行うこと。

#### (2) 効果検証

ア パブリシティ活動について、掲載実績（実施メディア、配信期間、配信予算、エリア、性別、年齢等）とともに、露出量の広告換算や記事のクリッピング、アンケート調査等による検証を行うこと。

イ 検証結果は定期的に報告すること。

### (3) その他

本事業に関して広告を掲載する際は、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認すること。場合によっては公開を差し止める可能性がある。

## 6 事業完了報告

事業終了後、速やかに事業の実施状況及び効果検証を行った事業報告書を作成し、業務完了報告書と合わせて提出すること。また、随時事業の進捗状況報告を求める場合もある。

## 7 留意事項

- (1) 業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は県に帰属する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受託者が協議して決定するものとする。